

現状分析シート

第3節 快適環境 P25～31

3-1 土地利用

	現行計画記載	計画策定以降の変化、考慮すべき事項等
①	○本市は東西に23.1km、南北に25.2km の広がりをもっており、市全体の面積は202.32 km ² となっています。	
②	○土地利用の状況は、全体の6割近くを森林(59.8%)が占めており、それ以外は農用地(20.6%)、水面・河川・水路(4.1%)、道路(3.5%)、宅地(2.9%)、原野(0.3%)、その他(8.9%)となっています。	
③	○盆地内部の平坦地部は主に稲作地として、盆地中央部の長峰丘陵は主に畑作地として土地利用が行われています。また、岡山上段地区は畑地として大規模な農地開発が行われました。	
④	○森林をはじめとする自然的土地利用面積が市全体の約85%を占めていることにより、本市の自然に恵まれた環境が形成されています。今後も自然環境との調和のとれた土地利用の推進を図っていくことが必要です。	
⑤	○本市の都市計画区域は、昭和25年に旧飯山町全域を対象として1,613ha が定められ、昭和41年に秋津、木島の一部を区域に取り込み、旧飯山町の山間部を除外し、現在の1,083ha に変更されました。現在の用途地域面積は318ha であり、住居系が77%、商業系が8%、工業系が15%となっています。また、特別用途地域として愛宕町の仏壇街7.2ha が特別工業地区に指定され、準防火地域として94ha が指定されています。	
⑥	○都市計画区域については、平成12年3月に策定した「飯山市都市計画マスタープラ	

	ン」に基づき、区域の見直し、適切な用途の設定により、健全な都市づくりに向けた土地利用の誘導と規制を図っていくことが課題となっています。	
⑦	○農業振興地域には、用途地域、山林及び河川を除いた市域の約55%が指定されており、市域の外縁部の森林等が地域森林計画対象民有林や保安林に指定されています。	(事務局)先ほど意見をいただいたとおり、もう少し細かく農業について記述を行いたい。 (委員)現状を踏まえて記述を。

3-2 道路・交通

	現行計画記載	計画策定以降の変化、考慮すべき事項等
①	○本市の主要交通網は、幹線道路として国道117号線、292号線及び403号線が走っており、長野市と新潟県十日町方面を結ぶJR飯山線が市内を南北方向に通過しています。	
②	○自家用車の普及・増加に伴い、鉄道、バス等の公共交通機関は利用者が減少しており、バス路線は廃止や減便が行われ、木島から長野市へ連絡している長野電鉄河東線は平成14年3月をもって廃止が決定しています。	
③	○市の南部に接する豊田村を上越自動車道が通過しており、豊田飯山ICが近接しています。また、北陸新幹線飯山駅の設置が予定されています。	
④	○市内の道路のうち、国道や県道の幹線道路のほとんどは舗装整備されていますが、道路全体の8割以上に当たる市道の舗装率は5割以下と低くなっています。	
⑤	○道路交通量は増加傾向にあり、交通渋滞や騒音、排気ガスによる大気汚染を引き起こす要因になることから、快適な都市環境の保全を図るために、一層道路整備を進めていくことが必要です。	【事務局】 ・道路交通量は平成22年度現在、減少傾向にある。 (委員)道路の整備も必要かもしれないが、逆に公共交通を充実させて、市内の買い物、通勤など利用しやすい交通体系を作る

		<p>ことも重要だと思う。</p> <p>(委員)地域の交通確保は市の財政にとっても大きな負担になっていると思う。例えば、現在は市内各地に点在する居住地域を通る道路の除雪が丁寧に行われているが、これを集合住宅化することで、効率よく除雪ができる。このように住宅の集約が必要な時代が来るのかもしれない。</p> <p>(事務局)いただいた意見を庁内検討会議につなぎたいと思う。ただ、それにより中山間地の荒廃が進むという面もあるので、難しい問題。</p>
--	--	--

3-3 歴史・文化

	現行計画記載	計画策定以降の変化、考慮すべき事項等
①	○本市は、古くから信州と日本海を結ぶ交通の要所として栄えた歴史をもっており、大和朝廷時代から越後・出羽開拓における重要な駅路としての役割を担ってきました。	
②	○その古い歴史を物語るように、市内には寺社を中心に多くの歴史的文化財が残されており、飯山ならではの特色ある風土を築いています。	
③	○市内には、国指定文化財が6、県指定文化財が13、市指定文化財が46あります。	
④	○多くの歴史的資源が存在することは、本市の環境を特徴づける大きな要因となっていることから、これらの資源の適正な保全と活用を図っていく必要があります。	
⑤	○千曲川や周囲の山並みによる水と緑の環境と、歴史的資源との連携を図ることにより、地域の特性を活かした個性ある環境形成に努めていく必要があります。	

3-4 景観

	現行計画記載	計画策定以降の変化、考慮すべき事項等
--	--------	--------------------

①	<p>○本市の風景は、絵画の題材や写真の被写体として好まれています。このような魅力ある地域の景観を保全・創出することを目的として、「全市公園化構想」、「飯山市景観形成基本計画」を策定するなど、地域景観まちづくり運動を進めています。</p>	
②	<p>○国道 117 号線飯山バイパス等においては、地域住民の協力を得て、フラワーロード、桜つつみ事業などによる沿道景観づくりを進めています。また、飯山市沿道景観維持に関する指導要綱により、屋外広告物の独自規制も行っています。</p>	
③	<p>○市街地を取り囲む緑豊かな山並みは、水と緑に恵まれた郷土の景観を形成している一方、千曲川や市街地を流れる中小河川の水辺環境の保全・創出を図ることによって、潤いのある景観を形成することができます。</p>	<p>(委員)人形館ができ町に人も増えたが、街中に日陰がなかったり、緑も少ない。</p>
④	<p>○本市の景観は、次のような5つの骨格となる要素によって形成されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領域の縁取り → 領域を限定する山並みや台地等 ・連続する軸 → 奥行きやつながりを感じる川や道 ・建物などの集積 → 市街地、集落、寺院群等 ・目印となる建造物や山 → 方向性を示す山や建造物等 ・まとまった広がり → まとまった田畑等 	

<p>⑤</p>	<p>また、景観資源は、次のように6つの類型に整理することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの風景 →寺町、雁木のある通り、農村集落、住宅街 ・山並みや緑の風景 →山、緑 ・歴史あるものの風景 →寺社、文化財、史跡、石造物 ・川のある風景 →千曲川 ・農村や農村集落の風景 →農地、集落 ・地域の祭りやイベントの風景 →祭り、地域行事 	
<p>⑥</p>	<p>○本市では、住民が地域の建物の形態、色彩等の外観や緑化など良好な景観保持のルールづくりとして知事の認定を受けた景観形成住民協定を順次締結しています。</p>	
<p>⑦</p>	<p>○歴史資源に恵まれた地域の特徴を生かし、寺社、史跡、地域の祭り等の保全・活用を図っていく必要があります。</p>	
<p>⑧</p>	<p>○平成12年3月に県は、飯山市、中野市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、豊田村及び栄村の7市町村にわたる高社山麓・千曲川下流域の優れた景観を保全・創出し、美しい景観づくりを進めるため、長野県景観条例に基づく景観形成地域に指定しました。重点地域は5つの地域に区分され、それぞれの地域の工作物の新築、改築、外観変更等や土地の形質の変更、土石類の採取、広告物の表示・掲出の採取、広告物の表示・掲出届出を要することが定められています。</p>	

3-5 公園・緑地

	現行計画記載	計画策定以降の変化、考慮すべき事項等
①	○本市の公園・緑地は、都市公園として運動公園1か所、近隣公園1か所、街区公園が4か所設置されており、その他の公園等として本町ぶらり広場、城山公園ポケットパーク、戸狩河川公園、菜の花公園などが整備されています。	
②	○都市計画区域内人口 1 人当たりの都市公園面積は約 25 m ² であり、県平均の 9.6 m ² を大きく上回っていますが、供用面積のほとんどが運動公園で占めており、身近な憩いの場としての街区公園の整備が必要です。	(委員)市内に子供を遊ばせるような公園がない(長峰は遠い)。若いお母さんたちが集えるような公園が市街地にほしい。
③	○整備された公園以外では、各地域の寺社の境内などがその役割を果たしています。	
④	○自然を活かした公園や気軽に行ける広場など、ふれあいと憩いの場としての公園・緑地の確保が必要とされています。	

「第3節 快適環境」で追加した方が良い項目など